



# 令和3年度版

(令和3年4月～令和4年3月)

# 門川町家庭ごみ収集カレンダー



**B地区** 小松・大丸・小園・中山・城屋敷・五十鈴・南ヶ丘・南町1,2区・尾末東・旭町・中尾・後向・下納屋・平城東・平城西・梅ノ木・松瀬・三ヶ瀬・上井野・大内原・城ヶ丘

ごみの収集日程	もえるごみ	毎週火曜日・金曜日	当日の午前8時30分まで	通常のごみステーション	ペットボトル	毎月第3水曜日	当日の午前8時30分まで	通常のごみステーション
	資源物(リサイクル品)	毎月第4水曜日	午前7時30分～午前8時30分まで	資源物ステーション	プラスチック製 容器包装	毎週木曜日	当日の午前8時30分まで	通常のごみステーション 清掃工場への持ち込みはできません。
	もえないごみ	毎月第1水曜日	当日の午前8時30分まで	通常のごみステーション				

**土曜日、日曜日、祝日、年末年始は収集しません。**

※台風等の災害時は計画通り収集できない場合があります。

### 4 April

29日は収集を行います

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	・

### 5 May

4日は収集を行います

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	・	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 <sub>/30</sub>	24 <sub>/31</sub>	25	26	27	28	29

### 6 June

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	・	・	・

### 7 July

22日、23日は収集を行います

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

### 8 August

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	・	・	・	・

### 9 September

23日は収集を行います

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	・	・

### 10 October

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24 <sub>/31</sub>	25	26	27	28	29	30

### 11 November

23日は収集を行います

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	・	・	・	・

### 12 December

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	・

### 1 January

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	・	・	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23 <sub>/30</sub>	24 <sub>/31</sub>	25	26	27	28	29

### 2 February

11日、23日は収集を行います

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	・	・	・	・	・

### 3 March

日	月	火	水	木	金	土
・	・	1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31	・	・

### 分別の方法(ごみの分け方)

<b>もえるごみ</b> 生ごみ類(生ごみは水切りをして) 台所ごみ(調理くず、残飯、卵、貝がら) プラスチック類 ※資源物(プラスチック製容器包装、ペットボトル)以外のもの 皮革製品 家庭で剪定した少量の小枝・木、板くず・草木類 天ぷら油 テープ・カセット類 (本体・ケース) 紙おむつ 紙くず・紙容器類 (汚れているもの) 布類	<b>もえないごみ</b> 缶類(飲料以外) ペンキ・オイル缶他 リサイクルマークのない缶類 ガラス類・陶磁器類 金属類 家電製品 電子レンジ・炊飯器・掃除機など カセットボンベ・スプレー缶 有害ごみ (別の小さな透明の袋に入れて出してください) 使用済み乾電池・水銀体温計など	<b>資源物</b> 缶類(アルミ缶・スチール缶) 飲料缶他 びん類 (無色透明びん・茶色びん・その他のびん) コーヒーびん・洋酒びん・ドリンクびん・化粧びん ◎ふたをはずし、金属製のふたはもえないごみへ 紙パック類 紙パック(500ml以上のもの) ※内側がアルミ(銀色)のものは、燃やせるごみになります。 新聞紙・チラシ・雑誌・ダンボール・その他の紙類 (紙類(新聞・雑誌・ダンボール・その他の紙類)は雨の日は収集できません。) 中を洗って切り開いて、乾かして出して下さい。	<b>注意事項</b> ・もえるごみ、もえないごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトルは15～45Lの透明袋に入れて出してください。 ・新聞や袋を使用して生ゴミ等を包む場合は、必要最小限にして出して下さい。 ・買い物袋(レジ袋)で出しているごみは収集できません。 ・おもちゃ、電化製品の電池は抜いて出して下さい。 ・混入ごみ(種類の違うごみ)は収集できません。 ・資源物は指定の資源物ステーションにあるコンテナに種類ごとに出してください。 ◎粗大ごみ(袋に入らないものは、直接、清掃工場に搬入してください。) ◎台風などで雨風が強い時は、次回の決められた指定日に持ち出して下さい。
<b>容器包装</b> プラマークがあるものが対象です。(きれいな状態で出してください。) ※汚れている「プラ」はリサイクルできないため、汚れがとれない「プラ」はもえるごみになります。 ※清掃工場への持ち込みはできません。 ※袋を二重にしないでください。 パラパラに入れて入れる。	<b>ペットボトル</b> 飲料用・酒類・しょうゆ用・調味料用 ペットボトルのキャップ、ラベルは必ずはずしてください。 このマークがついているものだけお出しください。	<b>小型家電の回収について(お知らせ)</b> 門川町では、ご家庭で使用されなくなった、小型家電製品の内、下記16分類については町内4か所(清掃工場・役場・門川町労働者総合福祉センター・かどがわ温泉の杜)に回収ボックスを設置(投入口:縦15cm×横30cm)に入るサイズが対象)し、ごみ減量の促進に努めております。ご協力をお願いいたします。 ①携帯電話・PHS端末 ②電話機・ファクシミリ ③ラジオ ④デジタルカメラ等 ⑤映像用機器 ⑥音響機器 ⑦補助記憶装置 ⑧電子書籍端末 ⑨電子辞書・電子辞書 ⑩電子血圧計・電子体温計 ⑪理容用機器 ⑫懐中電灯 ⑬電子・電気時計 ⑭ゲーム機 ⑮カー用品 ⑯これらの付属品	

**収集できないごみ・清掃工場で受け入れできないごみ**  
 消火器・ガスボンベ・バッテリー・タイヤ・バイク・農機具類・太陽熱温水器・風呂釜・農業用廃ビニール・農業や劇薬等の薬品類・ペンキ・シンナー等液体の入った容器・建築廃材(ベニヤ板、フローリング材など) ※販売店や処理業者等にご相談下さい。

**家電リサイクル法の対象機器**  
 “平成13年4月以降、家電リサイクル法の施行により、下記の廃家電品は町で受け入れ出来ません。”  
 ・エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機

**清掃工場への搬入**  
 ①搬入日及び搬入時間は 平日・日曜日 8:30～16:30 です。  
 ②搬入許可証がないと入場できません。  
 ※搬入許可証は、確認のため車内のダッシュボードにおいてください。  
 ③必ず透明袋に入れて下さい。(透明袋以外のものは搬入できません。)

**事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)について**  
 事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)は ①事業系一般廃棄物 ②産業廃棄物の2種類に分別されます。  
 ※減量化・資源化マニュアル(町ホームページに掲載中)を参考に、適切に処理を行って下さい。  
 ※ごみステーション及び資源物ステーションには持ち込みは出来ません。

**事業活動に伴って生じた廃棄物(ごみ)について**  
 事業系一般廃棄物とは、会社・飲食店・商店等の事業活動で生じた廃棄物(ごみ)を言います。これらの廃棄物(ごみ)については、門川町一般廃棄物収集運搬許可業者と委託契約し処理をするか、直接清掃工場に搬入して下さい。  
 産業廃棄物とは、事業活動に生じた廃棄物(ごみ)の内、燃えがら・汚泥・廃プラスチック・建築廃材などを言います。これらのごみを清掃工場へ持ち込むことはできません。処理については、産業廃棄物処理業者へご相談下さい。

※ごみは指定のステーション(ご不明な方は、各地区会長か環境水道課におたずね下さい)に決められた曜日・時間内に透明袋に中身がわかるようにして入れて、当日の朝8:30迄に出しましょう。

- 門川町役場環境水道課 電話63-1140(内線286)
- 門川町清掃工場 電話63-5431